



**都内初、品川区で旅先納税®の「ふるさと納税 しながわ e 街ギフト」を導入**  
**ジャルパックは品川区とタッグを組み、経済活性化に取り組みます**  
**～電子商品券「しながわ e 街ギフト」の発行を 2025 年 4 月 1 日（火）より開始～**

株式会社ジャルパック（本社：東京都品川区、代表取締役社長：平井 登、以下「ジャルパック」）は、株式会社ギフトと連携し、ふるさと納税の新たな形「旅先納税®」（※）を、東京都内の品川区に導入いただき、電子商品券「しながわ e 街ギフト」の発行を 2025 年 4 月 1 日（火）より開始いたします。宿泊施設、飲食店、観光・レジャー、体験アクティビティなどの事業者様とタッグを組み、人・モノの結びつきを新たに広げて関係人口の拡大につなげ、品川区の経済活性化を促します。

（※）「旅先納税®」は、株式会社ギフトの登録商標です。



●「旅先納税®」とは

「旅先納税®」および「ふるさと納税 しながわ e 街ギフト」は、株式会社ギフトが提供する「e 街プラットフォーム®」を採用し運用します。品川区以外にお住まいの方に、ご自身のスマートフォンから品川区に寄附いただき、返礼品として電子商品券（名称：しながわ e 街ギフト）がお手持ちのスマートフォンに即時発行され、品川区内の加盟店様の店頭にて決済手段としてご利用いただけるものです。ジャルパックは、本サービスにおいて加盟店募集および管理業務、精算業務、プロモーションなどを行います。

●「ふるさと納税 しながわ e 街ギフト」のメリット

- ・ふるさと納税の多くは、食材や名産品などの返礼品を軸とした寄附ですが、「ふるさと納税 しながわ e 街ギフト」は品川区での宿泊施設、飲食店、観光・レジャー、アクティビティ体験などをきっかけに寄附ができるため、これまで「ふるさと納税」を利用していなかった方々にとっても寄附の機会につながります。
- ・返礼品の「しながわ e 街ギフト」を品川区での宿泊施設、飲食店、観光・レジャー、体験アクティビティなどで利用することで、従来の「ふるさと納税」では恩恵が十分に受けられなかった事業者様にとっても経済効果が見込まれます。
- ・事業主にとっても簡単に利用できるデジタルソリューション導入により経済の DX 推進を加速できます。

## ●「しながわ e 街ギフト」とは

「しながわ e 街ギフト」は、品川区内で食事や観光・レジャー、体験アクティビティを楽しみながら地域経済に還元することができる、電子商品券の返礼品の名称です。2025年4月1日（火）より、品川区内の宿泊施設、飲食店、観光・レジャー、体験アクティビティをはじめとした加盟店様での精算時に利用可能となります。受け取り・利用の際には、アプリなどのダウンロードは必要なく、加盟店様での会計時に1円単位でご利用いただけます。利用されるシーンとして、品川エリアにお勤めの会社員（品川区在住の方を除く）の外食ランチや会社帰りの懇親会、旅行客や出張者のご宿泊、飲食を想定しています。

### 【概要】

- 1 入手方法：品川区へのふるさと納税の共通返礼品として発行
- 2 寄附金額：5,000円から最大1,000,000円まで
- 3 返礼率：寄附金額の30%を電子商品券「しながわ e 街ギフト」として返礼
- 4 利用施設：品川区内の加盟店（宿泊施設、飲食店、観光・レジャー、体験アクティビティなどの事業者様）
- 5 利用期限：寄附いただいた日の180日後
- 6 その他：品川区に在住されている方は本事業によるふるさと納税は行えません

公式サイト：「ふるさと納税 しながわ e 街ギフト」

<https://shinagawa-emachigift.jp/>

